

## 建設業法施行細則（埼玉県規則第 29 号）（抄）

### （目的）

第一条 この規則は、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）に基づいて知事が行なう建設業者の許可及び建設業者提出書類の閲覧等並びに建設工事請負契約に関する紛争の処理に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第三章 建設業者提出書類の閲覧

### （閲覧所）

第四条 法第十三条（法第十七条において準用する場合を含む。）の規定により建設業者提出書類閲覧所（以下「閲覧所」という。）をさいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号埼玉県県土整備部建設管理課内に設置する。

### （建設業者提出書類の閲覧）

第五条 法第十三条各号（法第十七条において準用する場合を含む。第七条の二において同じ。）に掲げる書類の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備えつけてある閲覧簿に所定の事項を記入して、当該職員の指示を受けなければならない。

2 建設業者提出書類の閲覧時間は、午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

3 閲覧所の定期休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに一月二日から四日まで及び十二月二十八日から三十一日までとする。

4 知事は、建設業者提出書類又は閲覧所について整理その他必要があるときは、閲覧時間を変更し、臨時に建設業者提出書類を閲覧に供しない日を設け、又は閲覧件数等を制限することができる。

5 前項の規定により閲覧時間を変更し、又は臨時に建設業者提出書類を閲覧に供しない日を設けるときは、その旨を閲覧所の見やすい場所に掲示するものとする。

### （建設業者提出書類の持出禁止）

第六条 建設業者提出書類を閲覧する者は、建設業者提出書類を閲覧所の外に持ち出してはならない。

### （閲覧の停止等）

第七条 当該職員は、次の各号の一に該当する者の閲覧を停止又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反した者
- 二 建設業者提出書類を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

### （建設業者提出書類の閲覧又は写しの交付）

第七条の二 法第十三条各号に掲げる書類の閲覧をしようとする者又はこれらの写しの交付を受けようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧等請求書に所定の事項を記入して、知事に提出しなければならない。